

令和3年2月15日（月）

於・特許庁庁舎9階庁議室＋Web 会議室

産業構造審議会知的財産分科会

令和2年度第1回審査品質管理小委員会

議事録

特 許 庁

目 次

1、開 会	1
2、議題 1 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について	5
3、議題 2 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について	14
4、閉 会	34

開 会

○船越品質管理室長 品質管理室の船越でございます。委員のお二方が今接続不良ということもございまして、参加できない状況でございますけれども、定足数を満たしているということで先へ進めさせていただきたいと思います。

ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会令和2年度第1回審査品質管理小委員会を開催いたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。特許庁には、特許審査、意匠審査、商標審査のそれぞれに品質管理を担当する部署がございますが、今回は、当方が取りまとめをいたします。よろしくお願いいたします。

特許庁では、昨年度の本小委員会でいただいた評価及び改善提言を踏まえて、審査の質の維持・向上に取り組んでいるところでございます。今年度も評価・改善提言をいただき、審査品質管理の実施体制の充実、審査の質の継続的改善に向けて、引き続き委員の皆様の御意見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員長を除き、現時点8名の御予定の委員はSkypeによる御出席となっております。この会議室に御出席の方と、Skypeによる御出席の方とは、リアルタイムに音声のやりとりができるようになっております。

御発言の際は、この会議室に御出席の方は、指名されましたマイクのボタンを押していただき、御発言が終わりましたら再度ボタンを押して消していただくようお願いいたします。また、できるだけマイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

Skypeによる御出席の方から御発言いただく際は、御発言希望の旨をSkypeのチャット欄に御記入いただきまして、委員長から御発言を促された後に御発言いただければと思います。御発言の際にはマイクのアイコンをオンにいただき、御発言が終わりましたらマイクのアイコンをオフにいただくようお願いいたします。

議事に先立ち、委員長選任の御連絡をさせていただきます。本小委員会の委員長は、産業構造審議会運営規則に基づき上位組織の長である益一哉知的財産分科会長より一橋大学大学院法学研究科教授・井上由里子委員を御推薦いただいておりますので、井上委員長に

お願いしたく存じます。

井上委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

○井上由里子委員長 お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。一橋大学法学研究科の井上でございます。

特許庁における審査の質は、産業財産権制度を活用した事業の予見性に多大な影響を及ぼすものと考えられ、その維持・向上の重要性は、新型コロナウイルス感染症拡大により経済社会全体が変容する中にあっても変わることはありません。皆様方の御協力をいただきまして、特許庁の品質管理体制や取組を検証・評価し、制度利用者の皆様が円滑に事業を進められるようできたらと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

本小委員会では、平成 26 年度より特許庁における審査に関して、品質管理の方針や手続が適切に整備されているかどうか、品質管理体制が適切に整えられているかどうか、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているか、こういった点について品質管理の実施体制、実施状況に関する評価を通じて、それらの改善に向けた提言を行ってまいりました。

今年度第 1 回目となります本日の小委員会では、今年度の審査品質管理の実施体制、実施状況に関する評価を行うとともに、改善提言についても議論を予定しております。委員の皆様におかれましては、特許庁の品質管理体制のさらなる充実に向けて活発な御発言をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

○船越品質管理室長 井上委員長ありがとうございました。

以降の議事進行を井上委員長にお願いしたいと存じます。井上委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

配布資料等の確認

○井上由里子委員長 ありがとうございます。

議事に移る前に、前回からメンバーも入れ替わっておりますので、事務局から委員の御紹介をお願いいたします。また、配布資料等の確認もあわせてお願いいたします。

○船越品質管理室長 それでは、本小委員会の委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきますので、お一言いただければと思います。委員名簿を御覧ください。

日刊工業新聞社執行役員編集局長・井上渉委員。

○井上渉委員 日刊工業新聞社の井上でございます。よろしくお願いいたします。

○船越品質管理室長 日本国際知的財産保護協会副会長・近藤健治委員。

○近藤委員 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○船越品質管理室長 特許事務所サイクス弁理士・菅原峻一委員。

○菅原委員 特許事務所サイクス所属の弁理士の菅原峻一でございます。今回初めて参加させていただきます。本年度は日本弁理士会の特許委員会の委員長を務めさせていただいております。専門は特許、特に化学とバイオテクノロジーなのですが、弁理士会の特許委員会からの意見なども集めてまいりましたので、そちらをお伝えしていろいろといい議論ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

○船越品質管理室長 日本知的財産協会理事長・戸田裕二委員。

○戸田委員 知財協の戸田です。日立製作所です。よろしくお願いいたします。

○船越品質管理室長 本多国際特許事務所弁理士・本多敬子委員。

○本多委員 本多国際特許事務所の弁理士の本多敬子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○船越品質管理室長 杉村萬国特許法律事務所弁理士・村松由布子委員。

○村松委員 弁理士の村松でございます。よろしくお願いいたします。

○船越品質管理室長 以上の方々です。

本日、現時点で議決権を有する7名の委員全員の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。

経済産業省の方針として、ペーパーレス化を推進しておりますことから、この会議室においては、お手元のタブレットに資料を格納させていただいております。お手元の「資料の格納状況」というペーパーも御参照ください。タブレットの使用方法については、お手元に「タブレットの使い方」というペーパーがございますので、そちらを御参照ください。

Skypeによる御出席の方は、事前に送付させていただいた資料を御覧ください。

本日の資料は、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、資料1-1から1-3は特許審査、意匠審査、商標審査における令和元年度改善提言に関する取組状況、資料2-1から2-3は特許審査、意匠審査、商標審査の各評価項目についての実績現況等、資料3は審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）、資料4は審査品質管理の実施体制・実施状

況に関する各委員の改善提案、参考資料１は審査品質管理に関する評価項目及び評価基準、参考資料２は令和元年度における品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言です。

さらに、各委員には、委員用限りとして委員用資料を配布しており、委員用資料１は品質関連指標、委員用資料２は各委員の評価結果となっております。

さらに、この会議室においては、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、参考資料１のほか、座席表、「資料の格納状況」、「タブレットの使い方」を紙で配布させていただいております。

なお、委員は Skype による御出席となっておりますので、資料３～４に関する事務局からの説明につきましては、資料３～４のレイアウトを投影用に整えた事務局投影スライドを用いて、Skype の画面上にて説明を行わせていただきます。こちらのスライドも事前に送付させていただいており、この会議室においてはタブレットで表示可能となっております。

続きまして、議事の公開についてです。本小委員会では、従前、一般傍聴を認めておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止、サーバー負荷軽減等のため、当面の間、一般傍聴及びリアルタイムでの公開は取りやめとさせていただきたいと思っております。議事録と議事要旨、配布資料については、これまでと同様、「特別の事情」に該当する場合を除き、特許庁のホームページにおいて公開させていただきます。議事録については、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いします。

長 官 挨 拶

○井上由里子委員長　ありがとうございました。

それでは、本小委員会の開催に当たりまして、糟谷長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○糟谷長官　委員の皆様方におかれましては、本日はまことにありがとうございます。新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、経済が大きな打撃を受けているわけですが、その一方でデジタル化の加速、社会のニーズ変化の流れを受けて、イノベーションの重要性はむしろ高まっていると考えております。特許庁は、イノベーションの創出を支えるため、迅速かつ高品質な審査に取り組んできておりますが、審査の質を継続的に向上していくためには、ユーザーの問題意識やニーズの把握をすることが不可欠であります。

この観点から、特許、意匠、商標の審査の質についてのユーザー評価調査を実施し、審査の質の現状やユーザーの声を把握してきております。

この小委員会では、平成 26 年に立ち上げてから、品質管理の実施状況、実施体制など、さまざまな点で客観的な評価や改善提言をいただいております。今年度のユーザー評価調査では、特許、意匠、商標のいずれも審査全般の質の肯定的な評価の割合は昨年度より増加し、特に特許、意匠においては、ユーザー評価調査の開始以降最も高い評価をいただきました。しかしながら、改善していかなければならない点がまだまだあるということも認識しております。

他方で、2014 年度から、特許特別会計はずっと赤字が続いております。財政状況が厳しい中で収支のバランスを図っていかなければいけない。こういう中で質を維持するために、どういうメリハリをつけていくのか。井上委員長始め委員の皆様方の御知見を賜り、今後とも審査の質の維持・向上に努めてまいります。本日は、特許庁の審査品質管理について忌憚のない御意見を頂戴いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○井上由里子委員長 長官ありがとうございました。

議題 1 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について

○井上由里子委員長 それでは議事に入らせていただきます。

最初の議題は、「審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について」でございます。各委員には、事務局から事前に説明があったと思いますが、資料 1-1 から 1-3、資料 2-1 から 2-3 に基づいて、あらかじめ評価をいただき提出をいただいております。資料 3 に基づきまして、評価結果の案を事務局から説明いたします。お願いいたします。

○船越品質管理室長 資料 3 を御覧ください。資料 3 は、あらかじめいただいた、今年度の審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の評価結果を、事務局で取りまとめた案です。

まず、資料構成について御説明いたします。

委員の皆様には、評価項目①から評価項目⑩まで、それぞれ「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」の 4 つの中から評価をいただいております。資料 3 では、例年どおり、各評価項目につきまして、良いものから順に並べ、中央値をとったものを本小委員

会の評価結果（案）として御提示させていただきました。

資料３では、各評価項目の評価について、評価の中央値に続き、その他いただいた御評価についても記載しております。「何々との評価もあった」という記載が末尾にある場合は、その評価をお一人からいただいていることを示しており、「何々との評価も複数あった」という記載が末尾にある場合は、その評価を２名の委員の方からいただいていることを示しており、また、「何々との評価も多くあった」という記載が末尾にある場合は、その評価を３名又は４名の委員の方からいただいていることを示しております。

さらに、各評価項目につきまして、評価票における委員の皆様のコメントをもとに、御評価いただいた点と、今後期待される点とを、重複する御指摘をまとめつつ、なるべくそのまま列記しております。

現在、画面上に投影しているスライドは、各評価項目①から⑪について、特許審査、意匠審査、商標審査における評価の中央値を表として一覧で示したものです。評価項目①から③は、特許審査、意匠審査、商標審査ともに、「極めて良好」でした。評価項目④は、特許審査、意匠審査、商標審査ともに、「概ね達成」でした。評価項目⑤から⑪は、特許審査、意匠審査、商標審査ともに、「良好」でした。

それでは、特許につきまして説明します。資料３について、スライドを用いて御説明いたします。資料３の中で、評価の中央値が「極めて良好」である評価項目①から③につきましては、割愛しつつ、その他の評価項目④から⑪について、簡潔に御説明します。

資料３では、３ページの中段あたりを御覧ください。評価項目④：審査実施体制でございますが、中央値は「概ね達成」でした。評価された点として、コロナ禍においてもオンラインで審査官向け研修を実施している点、リモートワークへのスムーズな移行、などの御意見をいただきました。

今後期待される点として、審査の質は維持されているとしても、人員配置の強化が継続的な課題である点、テレワーク下の審査官との電話による意思疎通の手続が煩雑である点、特許庁の歳入出の状況を考慮した、検索外注における外国文献への対応、などの御意見をいただきました。

評価項目⑤：品質管理体制でございますが、中央値は「良好」でした。評価された点として、審査の品質の改善に向けた品質管理体制が構築されている点などの御意見をいただきました。

今後期待される点として、諸外国の品質管理体制と比較検討し、日本が取り入れていく

べき点を明らかにするという姿勢が見えることが望まれる点、テレワーク環境下での品質管理の実施体制の改善、などの御意見をいただきました。

評価項目⑥：品質向上のための取組でございますが、中央値は「良好」でした。評価された点として、多面的な品質向上の取組が継続して実施されている点、管理の強化だけでは限界があるため、協議を推進するなど審査官の品質向上へのモチベーションも高めている点、コロナ禍においても、対ユーザー、対審査部内でのオンライン上のコミュニケーションの充実を図り、環境に柔軟に対応している点、などの御意見をいただきました。

今後期待される点として、新型コロナウイルスの影響が今後も続くものと予想されるため、積極かつ具体的な対策が求められる点、均質性、進歩性の定着が重要である点、オンラインのコミュニケーション・ツールのさらなる改善、などの御意見をいただきました。

評価項目⑦：品質検証のための取組でございますが、中央値は「良好」でした。評価された点として、ユーザー評価調査の調査手法の改善を行っている点、外部の意見を積極的に取り入れて、改善に努めている点、などの御意見をいただきました。

今後期待される点として、コロナ禍のため、ユーザーに対する意見聴取の機会が減少しており、コロナ禍を前提とした仕組みが望まれる点、外国人ユーザーとのヒアリングを強化すべきである点、などの御意見をいただきました。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出でございますが、中央値は「良好」でした。評価された点として、品質向上のための具体的な課題が適切に抽出されている点、多方面からの分析を行っている点、などの御意見をいただきました。

今後期待される点として、ユーザー評価調査について、他国の審査との比較に関する項目の結果を課題抽出に使えるのではないかとという点、サーチの不十分さを生み出すサーチ方法の具体的問題点を検討する必要がある点、案件ベースの他国・他地域のベンチマーキングが品質向上に大きく貢献することが考えられる点、などの御意見をいただきました。

評価項目⑨：評価項目①～⑤の改善状況でございますが、中央値は「良好」でした。評価された点として、新型コロナウイルスの影響にもかかわらず、オンライン活用の拡大などの適切な対策が講じられている点、外注において、中国の特許文献検索を個別で発注できるようにした点、組織の調整によってテレワークを可能とし、審査の停滞を長期化させることはなかった点、などの御意見をいただきました。

今後期待される点として、サーチツールの充実、リモートワーク体制への移行には、民間の意識としては、決定に時間を要する印象があった点、テレワーク環境下での実施体制

について今後の検証が必要、などの御意見をいただきました。

評価項目⑩：評価項目⑥～⑧の改善状況でございますが、中央値は「良好」でした。評価された点として、品質管理官による決裁前のチェックは有効である点、電子メールでの補正案等の送付を可能にした点、ユーザー評価調査では満足度が向上している点、などの御意見をいただきました。

今後期待される点として、ユーザー評価調査の個別項目では、満足度が低い項目がある点などの御意見をいただきました。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信でございますが、中央値は「良好」でした。評価された点は、英語による発信を強化している点、外国庁へ審査品質に関する情報発信を積極的に行っている点、などの御意見をいただきました。

今後期待される点は、より相手に届く情報発信の在り方を検討することが望ましい点、海外特許庁との協力関係をさらに推進していく必要がある点、などの御意見をいただきました。

特許は以上となります。

次は意匠の説明をさせていただきます。

○下村意匠課長 意匠課長の下村でございます。私からは意匠に関する評価結果の概要を御説明申し上げます。特許審査と同様に、委員の皆様から「極めて良好」と御評価いただきました項目については御説明を省略させていただきます。また、意匠のみにいただきました評価を中心に御説明させていただきたいと思います。

まず、スライドでは26ページ、資料3では15ページとなります。評価項目④：審査実施体制でございますが、中央値は「概ね達成」としていただきました。評価された点としては、米国特許庁と比較して、審査官一人当たりの審査件数が多いにもかかわらず、F A期間は米国の半分以下であり、審査システムの機械化等による審査の効率化により審査実施体制の充実が図られていること、などを挙げていただきました。

今後期待される点としては、令和元年の意匠法改正に対応するため、さらなる人員体制の強化が必要であるとの御意見、審査官数全体の適正化というより、特に時間がかかっていると思われる「新たな保護対象」や「関連意匠」の審査に要する1件当たりの時間を計測し、分野・審査官によるばらつきなのかどうかを品質管理的なアプローチで分析し、効果的な人員配置や審査プロセスの見直しなどを行う必要があるのではないか、といった御意見などをいただきました。

続きまして、スライド 28 ページ、資料 3 の 16 ページでございます。評価項目⑤：品質管理体制でございます。中央値は「良好」でした。評価された点としては、他の実体審査国と遜色のない品質管理の取組を行っている点などを挙げていただきました。

今後期待される点としては、制度改正により新たな法解釈問題が生じる可能性のある分野については、適時の対応ができるよう、審査基準室との協議をするなど、より適切な品質管理を行うことが期待されるとの御意見などいただきました。

続きまして、評価項目⑥：品質向上のための取組でございますが、中央値は「良好」でした。評価された点としては、審査官と決裁者間の協議について、審査のばらつき防止等の具体的課題の解決に資する案件を抽出している点、令和元年の意匠法改正に対応するシステム改修や基準改訂、新保護領域の資料収集に努めている点、及び、決裁者が、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」についてチェックを行っていることなどを挙げていただきました。

今後期待される点としては、引き続き、意匠法改正に対応するための審査資料の収集、データベースの充実に取り組んでいくこと、庁内外の説明会等については、真に効果があったかどうかの確認を、何らかの方法で調査する必要があることなどの御指摘をいただきました。

評価項目⑦：品質検証のための取組でございますが、中央値は「良好」でした。評価された点としては、審判決との判断相違に関する統計データや分野ごとの傾向に関する分析を整理した情報を共有して、審判決との判断の乖離を縮減する取組を行っている点などを挙げていただきました。

今後期待される点としては、外国人ユーザーからのヒアリングなどは強化すべきであり、特に、外国人からの意匠登録出願が増加している分野については直ちに実行すべきであるとの御意見などをいただきました。

続きまして、34 ページ、評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出でございますが、中央値は「良好」でした。評価された点としては、意匠法改正に伴い、画像意匠に関する分析と課題の抽出が行われている。また、従前に比べ、ユーザーへのアンケートや意見交換会が積極的に行われているとの御意見などいただきました。

今後期待される点としては、改正法による新たな意匠審査の均質化を図るために、複数審査官による案件協議を強化する必要がある。その場合における審査長の関与の時期、役割も明確にする必要があるという御意見などをいただきました。

続きまして、評価項目⑨及び評価項目⑩でございますが、こちらは、いずれも中央値は「良好」としていただきました。両項目については、評価項目⑧までの内容とほぼ共通した内容でございますので、御説明を割愛させていただきます。

続きまして、評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信でございますが、中央値は「良好」でした。評価された点としては、新型コロナウイルス感染症拡大の続く状況にもかかわらず、2020年度後半に、日中の意見交換、新興国特許庁の意匠審査官を対象とした研修を行ったほか、APEC知財専門家会合などによって、令和元年の意匠法改正に基づく審査実務の見直しについて情報発信を行っている、などの御意見をいただきました。

今後期待される点としては、周知活動が足りていないのではないかという御意見、外部団体や諸外国との意見交換については、それによる具体的な成果等についても情報発信をできるとなおよいの御意見などをいただきました。

意匠については以上でございます。

○高野商標課長 商標課長の高野でございます。商標審査の品質管理に関する評価について御説明申し上げます。資料3の23ページから、スライドは40ページからになっております。評価項目①から③については、「極めて良好」と御評価いただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

評価項目④：審査実施体制でございますが、中央値として「概ね達成」と御評価いただきました。評価された点として、商標部門で初めて任期付審査官を採用した点について御評価いただきました。

今後期待される点としては、審査期間の長期化の解消であるとか、さらなる人員体制強化などについて御指摘いただきました。

続きまして、評価項目⑤：品質管理体制でございます。中央値として「良好」と評価いただきました。評価された点については、特許審査の品質管理体制とほぼ同一ですので、省略させていただきます。

今後期待される点として、審査の迅速化も品質管理の一環と捉え、審査業務効率化検討プロジェクトの成果も品質管理の内容に取り込むなど、組織課題に応じた運用の見直しが必要などの御意見をいただきました。

評価項目⑥：品質向上の取組については、中央値として「良好」と評価いただきました。評価された点として、AI技術を用いた審査効率化に引き続き取り組んでいる点、審査業務効率化検討プロジェクトにおける審査スキームの統一化へ着手した点について御評価い

いただきました。

今後期待される点としては、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えて、手続のオンライン化・合理化をさらに進めることを期待するなどの御意見をいただいております。

評価項目⑦：品質検証のための取組については、中央値として「良好」と評価いただきました。評価された点としては、ユーザー評価調査を継続して実施し、識別性の判断及び審査官間の均質性を重点項目と設定し、改善につなげている点。品質監査やユーザーとの意見交換の実施、ホームページ上で審査の質向上のための意見受付をしている点について御評価いただきました。

今後期待される点としては、ユーザー評価調査で重点項目とされた項目に限らず、引き続き質の維持・向上のための取組の推進と、ユーザーからのコメントを踏まえてどのような改善策がとられたか公表をすることについての検討。中小企業や外国人ユーザーからのヒアリング強化。結果として審査の質が保たれていないと思われるため、取組内容の精査・検証をして、より質の高い審査の実現などの御意見をいただいております。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出については、中央値として「良好」と評価いただいております。評価された点としては、各種取組を通じて、審査の質の分析と課題抽出が行われている点について御評価いただきました。

今後期待される点としては、決裁ガイドラインに沿った決裁の徹底と決裁運用の統一のため、具体的な方策を検討すべき。さらなる審査品質の向上ということについて御意見をいただいております。

評価項目⑨：評価項目①～⑤の改善状況は、中央値として「良好」と評価いただきました。評価された点としては、出願件数増加の中において、任期付採用、民間調査者活用実証事業、AI技術を活用した効率化、審査スキーム統一等の実施など、審査官の増員以外の方策も検討・実行している点について御評価いただきました。また、ウェブを利用した情報発信についても御評価いただきました。

今後期待される点としては、研修内容について、その時々課題に応じて、柔軟に研修内容や課題設定を見直すべき、審査品質の維持を前提とした上で、引き続き審査処理期間の短縮に向けた取組の実施などについて御意見をいただきました。

評価項目⑩：評価項目⑥～⑧の改善状況でございますが、中央値として「良好」と評価いただきました。評価された点としては、決裁運用も含む審査スキームの統一化を行った。新型コロナウイルスの影響下においてもオンラインツールを適切に利用して対応を行い、

品質管理の取組を実施した。「面接ガイドライン」改訂によるウェブ面接、メール補正案の開始について御評価いただきました。

今後期待される点としては、ユーザーからの否定的なコメントを踏まえて、どのような改善策がとられたか、代表的な部分について公表することを検討されたい。審査スキームの統一やテレワークを可能にするシステム改修などさまざまな取組が行われているが、それらが「改善」につながったことがわかる結果が欲しい。変更する行為は重要だが、それが改善を生んだかの確認が必要などの御意見をいただいております。

評価項目⑩：審査の質向上に関する取組の情報発信については、中央値として「良好」と評価いただいております。評価された点としては、感染症拡大の状況にもかかわらず、2020 年度後半に、外国庁とのオンラインによる会合を通じて情報発信を行い、プレゼンスの向上に努めている。意見交換等を通じてユーザーに積極的に情報発信を行っている点について御評価いただきました。

今後期待される点としては、外国庁と意見交換の結果得られた情報を分析し、各国が共通に抱える課題や解決方法について分析すべき。外国庁の挙げる課題に日本との大きい相違があれば何らかの形で公表すべき。企業や業界団体等との意見交換の機会を増加して、特に、中小企業との機会を増加したらいいのではないかという御意見をいただいております。

以上でございます。

○井上由里子委員長 ありがとうございます。

特許、意匠、商標それぞれについて、簡潔でわかりやすい御説明をいただきました。この後、委員の皆様から御意見を伺ってまいります。接続環境の問題で参加が遅れておられました大須賀委員、田中委員のお二人が入られましたので、御紹介をお願いします。

○船越品質管理室長 品質管理室の船越でございます。北浜法律事務所弁護士・大須賀滋委員、電気通信大学大学院情報理工学研究科教授・田中健次委員のお二人が御参加されましたことを御報告させていただきます。

先ほど、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となりましたことを御報告させていただきましたが、本日は議決権を有する9名の委員全員の御出席をいただきましたこと、改めて御報告いたします。

○井上由里子委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほど御説明いただきました本小委員会の評価結果につきまして、御意見の

ある方は、御発言希望の旨を Skype のチャット欄に御記入をお願いいたします。オンラインですとふだんと違った形になりますので、御意見もいただきにくい感じもあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

近藤委員よろしくお願いいたします。

○近藤委員 ありがとうございます。評価については、概ね私らがしたものと中央値は一緒ですので、異存ございません。三法個別にコメントだけさせていただきますと、特許については、品質の検査数とか監査数、あと協議数などが思うように伸びなかったということの評価して、項目⑥、⑦の評価を、去年は「極めて良好」をつけたのですが、そこから1つ下げて「良好」にしました。これは中央値もそうなっているので、問題ないかなと思っています。

それから意匠ですが、意匠はユーザーのアンケート結果を見ても全体的に向上して、課題だった均質性についても向上していることから、評価項目の⑩を「良好」にランクアップしたということです。ただし、審査体制はまだまだ手当が必要かなという評価をしています。

最後に商標ですが、これもアンケート結果については全体的に向上していますが、我々の評価としては、審査体制以外は「比較的良好」につけております。これは、昨年を維持して評価させていただいております。いずれにしても中央値とほぼ同様な評価をしていますので、異存ございません。

以上です。

○井上由里子委員長 近藤委員ありがとうございました。

それでは、次に本多委員をお願いいたします。

○本多委員 御説明いただきありがとうございました。コロナ禍にあつていろいろ状況が異なる中、変わらない品質管理を進められたことを大変高く評価させていただきました。それから直接評価についてということではないのですが、評価票にてコメントさせていただいた点について、少し補足させていただきたいと思います。

まず情報発信についてですが、過去5～6年に及び日本弁理士会において国際関係に携わっており、各国の知財団体、知財庁とも情報交換させていただく機会を頂きました。そのときに感じましたのが、日本国内の法改正ですとかメリットについては、御庁の御説明を拝聴させていただく機会も多くありました。しかしながら、基本的な制度についてさえも、余り広く知られていないような団体も多くございます。このコロナ禍にありまして、

ウェブなどを使った情報発信が可能になったかと思いますので、時差の問題なども解決しなければいけないかと思いますが、この機を利用されて基本的な制度を含んだ益々の情報発信を、広く国内外に行っていただければと思っております。

また、テレワークの中行われる審査においても、環境を短期間で整備されたこと、大変助かっております。ただ、審査官と連絡が取りづらいという声が聞こえてまいりますので、その点も引き続き環境整備していただければと思っております。

あわせて商標の審査につきまして、かなり膨大な出願件数がふえた中、大変御努力されているのを感じております。任期付審査官なども効率的に機能していると伺っており、今後に期待しております。ただ、審査の効率化において、例えば6条に基づく拒絶理由について、商品・役務に関する同じ6条拒絶がかかるなどの問題もございますので、そういった点もあわせて効率化をさらに御検討いただきたいと思います。併せて、商標及び商品・役務の記載は、特許における明細書、意匠における図面と同じように権利範囲を定める重要な部分でございますので、その点は効率化を図られる上でも第一義としてお考えいただきたいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○井上由里子委員長 本多委員ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本委員会の評価案につきましては、皆様御異論がないというふうに承りましたので、評価結果について事務局案のとおりとさせていただきたいと思っております。

議題2 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について

○井上由里子委員長 続きまして、次の議題は、「審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について」ということでございます。資料4について、事務局から御説明をお願いいたします。

○船越品質管理室長 資料は、各委員からいただきました改善提案を、対応する評価項目ごとにまとめたものでございます。本小委員会としての改善提言につきましては、本日の御審議を踏まえ、事務局にて整理させていただきたいと存じます。

○井上由里子委員長 それでは、本日は委員の皆様、御自身の改善提案や関連する御意

見についてお伺いしたいと存じます。よろしければ、井上委員から委員名簿の順にお話を伺ってまいります。

井上委員いかがでございましょうか。

○井上渉委員 ありがとうございます。井上でございます。

先ほど糟谷長官からお話がありましたけれども、コロナ禍、また今後のニューノーマルと言われる時代において、さらなるデジタル化というものは避けられないものだと考えております。特許審査や品質管理の方法を伺っておりますと、現在、民間企業が大変進めておりますDXとの親和性が高い分野も多々感じております。素人考えですけれども、例えば経験の浅い審査官の足りない部分を、品質管理官の知識や経験で補完できるようDXのさらなる活用を検討していただきたいと思います。また、コロナ禍の今こそイノベーションの重要性とか、それを支える特許庁の存在感を、オンラインを通じて内外に発信していただけるようお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○井上由里子委員長 ありがとうございました。

それでは次に、大須賀委員お願いいたします。

○大須賀委員 大須賀でございます。今日は接続の関係で出席が遅れまして申しわけございませんでした。

改善提案の関係では、冒頭に挙げてあるところが、私としては気になったということです。簡単に御説明しますと、品質ポリシーを拝見させていただいたところ、6点ほど柱が挙げられておりまして、ここで御紹介しますと、①が強く広く役に立つ特許権を設定します。②が幅広いニーズや期待に応えます。③が全ての職員が関係者とも協力しつつ質の向上に取り組みます。④が国際的な特許審査の質の向上に貢献します。⑤が継続的に業務を改善します。⑥が職員の知識・能力を向上させます。という6本柱になっておるのですが、ちょっと品質ポリシーとしては項目が多いのではないかというのが私の感想で、この内容が見方によっては、対外向けと内部の職員向けが混在しているようにも見えますし、あるいは目的と手段が混在しているといった評価も出てくるのではないかと感じました。

私の考えとしては、具体的な品質管理マニュアルが定められるということを前提として考えた場合には、品質ポリシーはむしろ対外的な特許庁の品質に関する政策の表明であると捉えて、具体的な手段は品質管理マニュアルに定めるという発想がよいのではないかと。むしろ現状では、品質管理マニュアルの冒頭に、特許庁の現時点での経済状況、あるいは

それを前提とした特許制度の課題ということは書いてあるのですが、本来は、むしろそれは特許ポリシーのほうに前文として書くべきことではないか。そういう意味の整理をしていけばどうかというのがここの点の私の意見です。

長くなりますので、その程度にしておきます。

○井上由里子委員長 ありがとうございます。

大須賀委員、そのほかの評価項目についてよろしゅうございますか。

それでは、またお時間ありましたらよろしくお願いいたします。

それでは次に、近藤委員お願いいたします。

○近藤委員 ありがとうございます。少し具体的に三法個別にコメントさせていただきたいと思います。記載されたのはそのままなので、思いのあるところだけピックアップしたいと思います。

まずは特許に関して申し上げます。アンケート結果の全体を見ると、昨年度よりは満足度は向上していると認識できるのですが、一方、判断の均質性とか進歩性の運用などは、満足度は上がっているのだけど、不満の割合が他の観点に比較して高い上に去年よりも悪化していますので、どのような点が不満なのか個別に意見を聴取できるような仕組みと、その課題に対応できる仕組みというものを期待したいと思っています。

それから、新型コロナウイルスの影響もあると思うのですが、決裁前の品質監査数であるとか、協議の数が減少しているというのは、少し気になります。これは数だけの問題ではないのですが、この品質監査というのは品質をチェックしている重要な機能でありますし、その結果についてNGとされた要因分析及びその対策をしっかりと実施していくというのが、継続的に質の向上を担保するために根幹になっているということです。ここがうまくいくかどうか肝だと思っていますので、このチェック機能がしっかりと機能するようなチェック体制をこれまで以上に強化したり、あるいはコロナに関しては今後も今年と同じように続くと思いますので、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えて、品質監査のやり方、あるいは審査官協議のやり方などを含めて、品質管理体制全体についても働き方改革を期待したいと思います。

次に意匠ですが、先ほど申し上げたとおりアンケート結果については、全体的に向上して均質性についても向上しているので、ここは良いと思います。今後は、改正意匠法のもとでの均質性の向上も期待したいと思います。それに加えて、改正意匠法で登録の対象も拡大されたということもあって、引き続き審査体制、あるいは人員配置の見直しであると

か、審査データベースの充実を継続していただきたいと思います。長期的にはA I の技術を使った審査システムなども検討に取り組んでいただきたいと思います。

最後に商標ですが、これもアンケート結果については、全体的には向上している。それと重点課題とされた審査官の間の均質性であるとか、識別性の判断であるとか、審判決との均質性についても満足度は向上していますが、不満とか比較的不満の比率がまだ高いというのは問題と思っています。なぜそういうことになっているのかについて分析、その対策をしていただきたいと思います。

加えて、ユーザーからの否定的なコメントに対しては、そのコメントに対する考え方、あるいはコメントを踏まえてどのような改善策がとられたかなどについて、代表的なものについては公表されることも検討していただきたいと思います。

また、審査件数が非常に多くなっている中で、任期付審査官の採用とかいろいろな対策を講じられていることは非常にいいことだと思いますが、今後とも、新たな審査官がふえたときに質を維持しながら、あるいは均質化についてもしっかり対策できるような体制で臨んでいただきたいと思います。

最後に、オンライン上のコミュニケーションについては非常に評価したいと思っております。冒頭、D X の話もされたと思うのですが、そういった時代背景を踏まえて、より手続のオンライン化とか合理化などを、そういった目線で進めていただきたいと思います。

長くなりましたが、以上です。

○井上由里子委員長 近藤委員ありがとうございました。

それでは次に、菅原委員お願いいたします。

○菅原委員 委員の菅原です。それでは、私のほうから書かせていただいた改善提案を説明させていただきます。大きく4つ書かせていただいたので、上から順番に説明いたします。

まず、一番最初がテレワーク下での品質管理体制の効率化が十分であるかというところ です。組織体制や手続の改善の検証することを期待と書かせていただきました。特に、テレワーク下で品質管理を行うということが、去年と同じ内容をテレワークで単にやっていると いうわけではなくて、それこそデジタルトランスフォーメーション、D X の一環として、さらなる抜本的な改革というか、効率化ができればいいのではないかと思いますので、そのようなことを検討してはいかがかなと思っています。

例えば、登録調査機関さんに調査の外注を特許庁さんのほうからされていると思うので

すが、そこで余りコストを費やしていない。登録調査機関側が余りコストを費やしていないということもあるかと思いますが、例えばソフトウェア分野の話で言うと、特許庁さんのほうでは、ハードウェアに詳しい方とソフトウェアに詳しい方と両方の審査官で協力体制をとって審査しているということもあつたりしますので、登録調査機関の間でも抜本的に協力体制がとれることができれば効率化につながると思いますし、それを評価するシステムができればいいかなと思いました。単に今までのように検索式を審査官の方が確認してという評価が、それだけで終わってしまうのはもったいないと思うところが根底にはございます。

2番目と3番目はかなり近いかもしれないのですが、2番目については、登庁日しか審査官との電話連絡ができない点ということと、弁理士の間で少し改善してほしいということとを聞いております。こちらは外国特許庁の取組、例えばアメリカ特許庁、アメリカ特許商標庁などでは、昔からテレワーク体制など行っているかと思いますが、そちらと似たような取組を今後導入していくのもいいのかなと思っております。

これがデジタルトランスフォーメーションになるかわからないのですが、例えばアメリカでは、現地代理人と審査官の間で、留守番電話であれば直接やりとりをするということになっていまして、在宅勤務中の審査官も留守番電話の内容を聞く。ボイスメールと言ったりすることもあるかと思うのですが、そういう体制がありますので、直接の電話が難しいにしても、ボイスメール、ボイスメッセージのようなものでやりとりができればいいのではないかと。これは1例ですが、そういうことを思っております。

3番目が、品質ポリシー更新の可否を検討することを期待と書かせていただきました。先ほどほかの委員からの御指摘もあったと思うのですが、品質ポリシーを見直ささせていただきました。平成26年、2014年3月に品質ポリシーを策定していただいて、6本の柱を書かせていただいております。その中で、一番最後に品質ポリシーの、読ませていただくと、「特許庁は、この品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上していきます」とありますので、定期的なレビュータイミングは明記されていないのですが、今回、新型コロナウイルス感染症の影響下で少し環境も変わったので、品質ポリシーの更新すべき点があるかどうかの検討をしてみて。更新すべき点がないことを確認したということであれば、それを今回確認したということでもいいと思いますし、何か改善したほうがいい点があれば、6本の柱を維持するかどうか。私のほうでは維持してもいいと思うのですけれども、例えばそこに、テレワーク対応やらオンライン化に取り組むとい

うようなことに関することも、品質ポリシーに盛り込んでいくことも。品質マニュアルでもいいかもしれないのですが、品質マニュアルの更新か品質ポリシーの更新を検討してはいかがかなと思っています。これは特許、意匠、商標、全部共通する点になります。

最後ですが、ユーザーとのコミュニケーションの充実のために、オンライン上の会合などの取組を増加させることを期待ということで書かせていただきました。私の所属している特許事務所とか日本弁理士会の中、私の所属している特許委員会でも、例年と同様のペースで進めるのが難しいということがあったり、ほかの環境変化があつてほかの外部団体との意見交換をする場合とか、そういうときにでも環境変化に対応できていますかという質問が自然とふえてきています。

同様に、特許庁の審査の品質も例年どおり保てているのかなということも、自然とそういう発言がふえてきていまして、要はふだん細かいことを気にしない方とか意見を言わない方、品質について余り意見をこれまで持っていなかった方も、気にしている方がふえている世の中になってきているので、コミュニケーションの機会を増加させているということで、評価は「極めて良好」に私は全部させていただいたのですが、特にコミュニケーションの機会を例年よりもふやしていくという姿勢が必要で、それができていると思っています。なのですが、もっともっとふやしていただければと思っています。

その際に、特許庁では、恐らく Skype を基本的なツールとして活用していただいているのですが、ケースバイケースで、ほかのツールを使用していただくほうがいい場面もあるかと思います。デジタルトランスフォーメーションの一環の中で、そこも Skype 以外の使用も今後検討していただけるといいかなと思っています。

最後に、ここには書いていないのですが、品質については、品質と審査のスピードと両立することが大事だと思っています。特に最近意見を聞くのが、早期審査というのが未公開案件なので、どうしても審査官の登庁制限などの影響で遅くなっているのではないかなという声を聞くことがございます。実際、統計的なデータなど何も知らないのですが、特にふだん細かいことを気にしない方もいるような世の中になってきていることもあつて、個別の事例で遅いものがあると、全件が遅れているのではないかなという疑念を持たれる方がふえてきているので、そのあたりを特許庁が積極的にアピールしていただいて、ちゃんと遅れずに審査をできていますと。早期審査についても、特にテレワークの影響は関係なく、早期審査は早期でちゃんとできていますとか、そういうことを積極的にアピールしていただくというのもいいのかなと思っています。

長くなりましたが、以上です。

○井上由里子委員長 菅原委員ありがとうございました。

それでは、続きまして田中委員お願いいたします。

○田中委員 電気通信大学の田中です。最初に入るときにいろいろトラブルがありまして、少し遅れたことをおわび申し上げます。

私は今回初めてなのですが、何人かの委員の先生方が言われたのとかかなり近いところがあって、テレワーク環境下でコミュニケーションの充実というのはものすごく大事なポイントだと思うのですが、一生懸命やられている状況は評価できると思います。

今年度は、初めてこういう状況になりましたので、何とか例年どおりに対応できるようにしようということで一生懸命頑張ってきたと思うのですが、こういう状況になれてくると、これからは申請件数がふえてくる可能性が非常に高いと思うのです。こういうテレワークの環境下の中で、同じように対応していかなければいけない。これからまたさらに大変な状況が起こるかもしれません。そういう中でこれまでの品質を保証するような状況をいかに続けていくのかというのはすごく大事なポイントで、先ほどもありましたけれども、コミュニケーションをしっかりとってほしいというところがすごく大事なかなと思います。

そこで1つポイントとなるのは、品質管理では、QCには当たり前品質と魅力的品質という2つがあると言われている点です。先ほど不満と満足という話がありましたが、まさに不満をつくらないようにしようというのは当たり前品質のところ、この品質は、この程度は確保してもらいたいのに、何で不十分なんだということがあれば、不満となってきます。そういったところがないようにしようということ、まさにユーザーが納得できる審査をしてほしいというのが1つあるわけです。

もう1つは、魅力的品質という観点からみると、テレワークだからいろいろ大変なんでしょうけれども、逆にユーザーとのコミュニケーションをとる中で、今まではできなかったコミュニケーションができる可能性もあるわけです。そうすると新しい価値観みたいなものがそういうところに生まれてくると、それも品質としてすごく重要なポイントかなと思うんです。ですから、今までできなかったことがこういうテレワークの中で、逆にこういうことができてきた、みたいなことがあれば、積極的に伸ばしていってもらいたい。その魅力的な部分と、本来やるべきことはしっかりやらなければいけないという当たり前品質の部分と、その両方をしっかり頑張っていきたいというところです。

それらをいろいろな形で書いておりますが、まず、特許審査に関してはそういう話です。コミュニケーションに関しては、特許に留まらず意匠とか商標でも同じことが言えるかなと思います。

今回、初めていろいろ見せていただいて思ったのは、1つは数とかに結構ポイントがあって、審査官の数とかその確保のところにポイントがある、それは1つの目標としては重要なんだけど、先ほど委員の方がおっしゃっていた質の確保ですね。数がふえても質が落ちてしまえばだめなわけで、質を確保しながらも数を確保しなければいけない。どういふところに日本は目標を置くべきなのかという、その目標をしっかりと掲げるべきで、何でも外国に目標を置くという必要はないと私は思うのです。日本なりのやり方で、こういう質をこの人数で担保できるという目標をしっかりと掲げていって、そこに向かって何をすべきかを考えていってほしいというのが、実は評価項目④のところの審査官数の確保及びその育成の、育成のほうに入っているんです。そこは不十分な書き方になっているかもしれません。

もう1つ、今回いろいろ見せていただいて気になったのは、アンケート調査とか、いろいろ理解されているかを試験したりしているんですね。それをしましたというところで終わっている報告が幾つかあるんです。それらをやることも大事なんだけど、それらをやったことによってどういう問題がわかったのか、それらに対してどういう対策をとったのか、その辺を報告してもらいたいということを今回強く感じました。

その中で、全部をすぐ解決しなければいけないということではなくて、実態が明らかになった、だからそれは来年の課題に持っていこうとか、そういったことをしっかり書いてほしいなと思います。アンケートしましたテストしましたで終わるのではなくて、それらでこういうことが明らかになりました、それをしっかり把握していますよということを示していただけるといいかなと思ったところです。ですから、そういったことを活動の中でしっかりやることだけが目的ではなくて、やったことで何がわかったのか、それに対してどういう次のステップにつながるということが自分たちは理解でき、どこまで行ったのか、そういったことをしっかり報告していただければと思いました。

以上です。

○井上由里子委員長 田中委員ありがとうございました。

それでは次に、戸田委員お願いいたします。

○戸田委員 戸田です。私は産業構造審議会の基本問題小委員会も委員をやっておりまし

て、昨年秋から特許庁の改革のお手伝いをさせていただいておりますので、少々踏み込んだ改善提案をしております。

まず、外国文献が非常にふえてきておりますので、この点どうするのかということです。基本問題小委でも申し上げましたけれども、外国文献の採択率の高い分野から優先的にやるべき、メリハリをつけてやるべきだという改善提案をしております。

それから、外国人ユーザーとのコミュニケーションも、コロナ禍ではむしろコミュニケーションをとりやすくなっているのではないかと思いますので、ぜひ強化をお願いしたいと思います。

それから、一番下に書いてありますのは、品質の評価と取り組みであります。今までの品質の改善というのはいわゆる前年比で定点観測して、上がったか下がったかという評価を行っていたのではないかと思います。同一の案件、同一の発明が複数国に出願されているようなファミリーの案件に関しては、他国との比較、他庁とのベンチマークにもぜひチャレンジしてもらいたいと思います。産業界、ユーザーとしては協力いたしますので、御検討いただければ幸いです。

次は、意匠に関してです。意匠、商標は、結局同じようなこと、すなわち審査のボトルネックになっていることを中心に対策すべきではないかということを書いています。意匠に関して言うと、ボトルネックになっているのは新たな保護対象の審査だと思うのです。品質管理的と書きましたけれども、どのくらい時間がかかって、何がボトルネックになっているのかを明らかにした上で、重点的に人を配置するなどして、時間がかかっている部分を解消していくアプローチも必要なのではないかと思います。

商標に関しても、先ほど委員の方からもありましたが、指定商品・役務の自由記載のところでかなり時間もかかっているということです。どのくらいの時間がかかっているのか明らかにすべきだと思います。審査官全員がこれらの案件に応えようとするよりも、集中的にある特定の人が審査した方が効率的かもしれないですし、そういったデータを集めて、律速になっているところを解消するようなアプローチも必要なのではないかと思います。

それから、商標登録がなされても、使われない商標というのが増加してきていて、これが審査に与える影響といますか、品質にも影響を与えているのではないかと危惧されます。ここらあたりは抜本的な法改正も検討したらいいのではないかとすることを改善提案として書かせていただきました。

以上です。

○井上由里子委員長 戸田委員ありがとうございました。

では、本多委員お願いいたします。

○本多委員 本多でございます。先ほど発言させていただいたものと重複するところは割愛させていただきたいと思っております。

付言させていただきますと、情報発信について感じる場所がございます。私どもは御庁で出されている情報が、どこにあるのかということは理解しておりますので、ホームページなどからも容易にたどり着くことができます。このため、情報発信について大変良好であると感じております。ただ、何が情報として掲載されているのかということもわかっていられない方、などにもそういった必要な情報がどこにどのようにアクセスすれば得ることができるのか、など容易にわかるような工夫が必要ではないかと感じております。

また、引き続き、審査官の増員に御努力いただきたいと思います。あわせて審査官の質の向上は、研修などを通じて図られていることと思いますが、さらに理解度の確認などしていただきまして、どの審査官に伺いまして、例えば法改正、審査基準の改訂などについて、同じ答えをいただけるような体制をとっていただければと思っております。

最後に、コロナ禍においてペーパーレス化が進んでいるかと思えます。しかし、まだオリジナル書面を提出しなければいけない場合もあり、こちらは品質の問題からは離れるかもしれませんが、できるだけペーパーレス化を行い、ウェブ対応ができるような体制づくりを御努力いただければと感じております。

以上でございます。ありがとうございます。

○井上由里子委員長 本多委員ありがとうございました。

それでは、村松委員お願いいたします。

○村松委員 弁理士の村松由布子でございます。今回、初めて委員を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。私は日本弁理士会の意匠委員会から、委員として参加しておりますので、その点から少し意匠について厚めに意見を申し上げたいと存じます。

まず今回、評価をさせていただいて気になった点は、アンケートやユーザー意見の集め方についてでございます。例えば意匠で言えば、出願件数の上位 350 社の企業にユーザー調査を行っているということでしたが、上位 350 というのは、日ごろから意匠制度を活用している企業でありまして、もう少し細かいところの意見なども呼び込む御努力をいただければと考えております。例えば御庁のホームページで、審査の質の向上のための意見

提出フォームというものを設けておられますが、この意見フォームは、品質管理のページの下にありまして、弁理士であってもなかなか周知されているとは言い難いところです。これらの御庁の活動も積極的に周知されると宜しいかと存じます。

また、今回大きく動いた意匠制度に対して、意匠課の皆様には多大な御負担を乗り越えて短期間で御対応いただいたことを十分推察しております。とは言え、今まで意匠制度に興味のなかったユーザーが注目している大事な時期でございますので、今後の取組が重要になると感じております。

新意匠制度の説明会については、十分御対応いただいております、感謝申し上げます。一方、実際のユーザーとして出願実務にかかわっていると、例えば、画像意匠の調査の困難さが問題になり、そのあたりの対応が少し足りないと感じます。例えば日本意匠分類のG U Iに関するNグループの形態特徴の分類カードが、いまだに概念的な記載にとどまっていて具体例が示されておらず、意匠の弁理士であっても調査をうまく進められないという問題に直面しております。このあたりも速やかに対応いただくことを望んでおります。

以上でございます。

○井上由里子委員長 ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見を伺いましたが、私も少し意見を申し上げたいと思います。

改善提案として書かせていただいたのは、ウィズコロナ関係のデジタルトランスフォーメーションに関することでございます。今後、ウィズコロナ、ニューノーマルなど生活様式も大きく変化しようとしている中で、社会全体のD Xは非常に深いレベルで進行し、しかも加速していくと思われます。今年度は危機対応というフェーズで、迅速に特許庁には御対応いただいたと思っておりますけれども、これから品質管理方針及び実施体制について、D Xの進んだ社会を前提としたものにつくり直していく必要があるのではないかと感じております。

先ほど戸田委員からも御紹介ありましたが、昨年秋から、糟谷長官のもとで始まった基本問題小委員会におきまして、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における産業財産政策のあり方について、幅広い検討がなされていると承知しております。その中では、理念体系とか、特許庁自身の経営デザインシートの策定なども取り組まれていると伺っております。こういった基本問題小委員会の成果を取り入れて、品質ポリシーとか品質マニュアルについて、いま一度見直していくことがちょうどいい機会なのではないかと考えております。

基本問題小委員会でも取り上げられておりますが、特許庁の財政基盤は非常に厳しい状態にある。審査官の増員は、私は改善提案でも書かせていただいておりますけれども、それから調査外注の件数の維持とか、そういった形でコストをかけて審査の質を上げていくということも、もちろん目指せるものなら目指したいわけですが、やはりリソースの観点でなかなか難しいこともある。リソースの制約条件も踏まえて、さまざまな課題、提案の間で、先ほどの皆様のお話で言うとメリハリですか、プライオリティをどのようにつけるかどうかということを、いま一度検討する必要があると思っています。

それから、先ほど村松委員から、ユーザーの意見を集めるときに、ヘビーユーザー中心になっているのではないかというお話がございました。これから特許庁のビジョンとしてユーザーと協働する形で、知財エコシステムを構築していくということがあるとしたら、ヘビーユーザーだけではなくて、さまざまな属性のユーザー、大企業、中小企業、ベンチャー、海外ユーザー、さまざまあると思いますので、それぞれのユーザーの声を丁寧に拾い上げるような仕組みを品質管理の中でも取り入れていただきたいと思います。

最後にもう1点ありまして、品質管理小委員会の運営なんですけれども、毎年この評価項目①から⑩について全体を見直すということは、もちろん重要なことで続けていくべきだと思いますけれども、年ごとに特定の評価項目にフォーカスを当てて、委員会で委員の間でもう少し突っ込んだ議論をしていきますと、何年かのうちに項目全体を少し深掘りした議論ができることもあろうと思いますので、品質管理小委の運営の仕方についても、これからさらに工夫していく余地があるのではないかと感じております。

以上、私の意見でございます。

では、以上の各委員の意見、質問等に基づきまして、事務局からも御説明をお願いいたします。

○船越品質管理室長 委員の皆様、貴重な御意見まことにありがとうございました。いただいた御提案をもとに、今後の品質管理の取組を推進してまいりたいと思います。いただいた御質問等につきまして、担当課からお答えさせていただきたいと思います。

まず、品質管理室の船越からお答えさせていただきますが、井上渉委員から、経験のない若手の審査官に対して、ベテランの知識を共有したらどうかという御発言をいただいたと思っています。こちらについては組織内で知識、知見を共有していくことは非常に重要なことだと思いますので、そのようなあり方、どういうふうに進めていったらよいのかということを考えていきたいと思っています。

近藤委員から、アンケート結果、不満の割合が高いので、個別に意見聴取できる仕組みについてという御指摘をいただいたかと思っております。こちらについてはアンケートが無記名なところもございまして、また、ユーザーの皆様さらに御質問させていただく形は過度な負担にならないかという面も考えておりました。今後、ユーザーの皆様の御意見を伺いながら、どのような形で御負担のない形で、さらに御意見をいただけるかという形を検討して進めたいと思っております。

また近藤委員から、品質監査の件数が伸びなかったけれども、コロナを見据えて、その先のやり方を検討してもらいたいという御指摘をいただいたかと思います。件数のほうは、こういう状況もございまして伸び悩んだところでございますが、そのような中、対応を進めて、最終的には「良好」という評価はいただけたと思っております。こちらについても、さらに改善、取組を進めていきたいと思っております。

田中委員から、テレワークでは今までできなかったことができるかもしれない。新しい価値観が生まれて、逆にこういうことを伸ばして、こういうことができるのではないかという特許の品質について、当たり前品質に加えて、魅力的品質の観点も踏まえるべきではないかという御指摘をいただいたと理解しております。こちらについても、当たりの品質というものを前提としまして、その上で、どうユーザーの皆様に新しい価値を提供できるのかという点を考えていきたいと思っております。

村松委員と井上委員長から、多様なユーザーの御意見を聴取できる機会を設けたらどうかという御指摘をいただいたと理解しております。現状、村松委員から、特に品質のホームページ、審査の質に対する意見フォームの構成がわかりにくいという御指摘をいただきましたので、こちらについては皆様の御意見が賜れるような形、また、多様なユーザーの方からの御意見を賜れるような形を、考えていきたいと思っております。

大須賀委員、菅原委員、井上委員長から、品質ポリシーについてのお話をいただいたかと思います。品質ポリシーは、特許、意匠、商標の基本的な我々の方向性を示したものでございますので、あくまで方向性となりますけれども、その中で皆様にどのように伝えていくのかという点も検討、改めて見直していきたいと考えております。

続きまして、調整課長からお願いいたします。

○野仲調整課長 調整課長しております野仲でございます。

本日は、貴重な御意見、たくさんの御意見をいただきましてありがとうございました。いずれの意見も非常に重要な御指摘だと考えておりますので、まず総論としては、今日の

いただいた意見は全て正面から受けとめさせていただいて、きちんと今後の品質管理の取組の向上、あるいは実際の審査のやり方自体もよく考えていく上での参考にさせていただきたいと思います。

井上委員長からも言及があり、ほかの委員の方からも言及がありましたけれども、基本問題小委でも、特許については、特許審査イノベーションということを掲げていくということをお願いしております。審査に対する負担がふえていく。その一方でリソースについては定員でも予算面でも制約がある。ユーザーの皆様の要望もどんどん変わっていく。さらにコロナの影響を受けて我々の働く環境も変わっていく。こういうものを踏まえて、審査のあり方について、品質管理も含めて、抜本的に考え直していく必要があるであろうということで、特許審査部内できちんと検討して取り組んでいこうと思っております。

その意味では品質の管理についても、品質ポリシーを掲げてやってきましたけれども、もう7年ぐらいたっているところもありますので、複数の委員から御指摘がありましたように、このポリシーが現代的に見て、きちんとユーザーの皆様のニーズに沿ったものであるのかどうか、本当に変える必要があるのかどうかも含めて、しっかり見直していきたいと思っております。検討させていただきます。これは三法共通なので、私だけの一存ではありませんけれども、しっかり特許庁として取り組むべき課題なのではないかと認識しております。

それから、テレワーク関係、コロナ禍の関係での働き方・品質管理のあり方のところで多くの御指摘をいただきました。品質監査の件数については、実際に一時的に減少したということで御指摘もあり、我々反省すべきところではありますが、4月の緊急事態宣言のときには、我々もなかなか受け身ができない中で、急激な対応を求められ、多少影響が出ましたけれども、現在はやり方を工夫して、品質監査についてもしっかりとした件数が出せるようになっており、現在の緊急事態宣言下では、件数を落とさずにやれる体制が整っております。今後もさらに工夫して、オンライン環境の中でも問題のない品質監査、あるいは監査結果のフィードバック等もできるように工夫を進めていくということで考えております。

それから、テレワーク下での電話対応につきましては、非常に多くのユーザーの皆様から御意見をいただいております。この点については、具体的にいつというところは、予算とか契約の問題がありますので申し上げられませんが、これは非常に重要な課題だと思っております。緊急の対応として検討を進めております。役所のシステムから考えれ

ば、かなり迅速な対処を考えているところでございますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

それから、オンラインになったことによって影響は受けたのですが、逆にそのことが良いほうに影響しているところもあると考えております。海外のユーザーも含めてユーザーの皆様との対話は、一時的に減少したのは事実であります。今は逆に、今日も御指摘いただいたように、オンラインを活用した形で海外とのコンタクトや会合も、むしろバイとかそういう形でやりやすくなっているところがございます。御指摘のとおり逆転の発想で、オンラインであることを生かした新しいユーザーとの関係の構築、コミュニケーションの取り方というものも追求していきたいと考えております。

それから、品質管理のやり方そのものですが、単にアンケートの結果について、それを見て徐々に上がっているということで満足するのではなく、きちんと不満がある点等について、個別の案件の掘り下げも含めて対応していくべきという点については、御指摘のとおりだと思っております。

品質管理というのは定点観測の意味もありますので、急激にやり方を変えてしまうと前年度や過年度との比較がしにくい部分もあるので、変えにくいところはあるのですが、特許審査イノベーションを掲げた以上、品質管理についても抜本的に考えていくべきであると思います。そのためのヒントになるのは、個別のユーザーからの御意見、不満のある点をしっかり分析していくということでありますので、途中で御示唆もありました外国庁との比較、各国共通に出されている個別案件についての比較も含めて深掘りをして、今後何を変えていけばいいのか、何を変えればよりユーザーの皆様満足度が上がって品質が上がっていくのかというところを検討していきたいと思っております。

それから、テレワークの関係で、未公開案件は遅れが生じているのではないかとこの点については、個別のケースで全くなかったということを申し上げることはできないかと思っておりますが、4月の緊急事態宣言下でも、大きな遅れを出すことはなく対応できたと思っております。

また、現在においては、未公開案件についても、当然セキュリティを確保しなければいけないところが一番の課題になりますので、フルになかなか在宅でやるということにはなりませんが、在宅でも十分なセキュリティを確保してやれる方策について、今、試行の範囲を広げて、対応してきております。これにより、現時点では、早期、スーパー早期について、未公開案件も含めて、これだけの登庁制限がなされている中でも対応ができてい

ます。長期化するとなかなか厳しくなってくところがありますが、今後もやり方を工夫して、厳しい登庁制限でも早期、スーパー早期について、遅れがないようにやっていきたいと思っております。本日、PRが足りないという御指摘をいただきましたので、今、申し上げさせていただきましたけれども、きちんと対応できていますよというところについては、今後もしっかり説明させていただければと思っております。

それから、研修関係でも、若手のあるいは技術分野に未習熟な審査官についての知見の共有という御指摘をいただきました。我々もなかなか評価がしにくいところではあるのですが、オンライン環境下になったところで、若手、あるいは異動してきて新しい技術分野を担当する者、そういう審査官についてきちんとフォローができているかという部分には懸念を持っております。ここも今後きちんとどういうやり方があるのかというところを工夫していきたいと思っております、来年度にかけて検討を進めているところでございます。

外注の関係では、AIとかIoTについての融合的な形での対応という御指摘がございました。こちらについては、外注の場合、区分ごとに外注しているというところがあって、区分を越えての融合的な対応を外注機関に求めることは、今の仕組みでは難しいかなと思っております。ただ、サーチ自体については、サーチャーさん御自身が担当されている分野だけではなくて、クロスサーチということで、ほかの分野についてもしっかり見ていただくことになっておりますし、必要であれば審査官から指示してサーチしていただいております。それが難しい場合にも、審査官が補完してサーチするということで対応しておりますので、今後もこの形を進めるとともに、もし何かうまいやり方があれば検討していきたいと思っておりますが、今のところは契約の関係から、外注機関側でも特許庁と同じ対応をとってほしいということは、難しい状況であることは御理解いただければと思います。

それから、分析と対策という点を先ほど少し申し上げましたけれども、どういうことをやってどういう結果が生まれたかというところについても、分析を進めて対策をとった後にはその結果を公表するということについて、今日御指摘をいただきましたので、忘れないようにしっかり対応していきたいと思えます。

私からは以上です。

○井上由里子委員長 ありがとうございました。

それでは、意匠課のほうからお願いいたします。

○下村意匠課長 意匠課の下村でございます。

まず複数の委員の先生方から、審査の体制を整備するように御指摘いただきました。こちらは政府全体での定員削減の方針のもと増員が厳しい状況ではございますが、十分な審査実施体制を維持できますように、引き続き必要な人員の確保に努めてまいりたいと思います。

また、この点に関して特に戸田先生から、新たな保護対象とか関連意匠の審査など、ボトルネックになっているところに対応して重点的な対応をしてはどうかとの貴重な御指摘をいただきました。御指摘いただきましたように、審査の状況を細やかに分析して効果的な対応をしてまいりたいと思っております。

それから、近藤委員からの御指摘でございますが、改正意匠法の審査の均質性、登録対象が拡充したことに伴うデータベースの整備や審査体制の充実、長期的にはA I の活用も視野に入れてとの御指摘をいただきました。この点については法改正後の安定的な審査を行うことができますように、引き続き複数審査官による案件協議を行うとともに決裁者との連携も強めてまいりたいと思っております。

また、将来的なA I 技術の活用については、内製ツールの開発等について検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、村松委員からの御指摘でございます。2点ほど御指摘いただきました。1点目として、ユーザーの御意見を現状より、より広く集められるようにしてはどうかとの御意見でございます。この点、おっしゃるとおりでして、意匠制度に不慣れな方からも、より多くの御意見を広くいただけますように、いただいた御提案を参考にさせていただきつつ、鋭意対応をさせていただきたいと思っております。

2点目として、法改正の対応でございます。改正後の制度を使ってくれる方の利便性をより考慮した情報発信をしていくようにとの御指摘いただきました。この点、より充実した情報発信をしていくことができますよう努力してまいりたいと思います。特に画像の意匠分類については、分類定義カードの情報がいまだ不十分で御不便をおかけしている状況と伺いました。新たな分類をリリースして運用を開始したところでございますが、現状では登録例の蓄積を待って、代表的な登録例を記載してまいりたいと思っております。この作業は御指摘を踏まえてできるだけ早期にまとめまして、いち早く公表していくことができるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○井上由里子委員長 ありがとうございます。

それでは、商標課からお願いいたします。

○高野商標課長 商標課長の高野でございます。

委員の皆様方にはいろいろ御意見いただきまして、ありがとうございました。総論については調整課長の野仲から回答したとおりでございますので、いただきました意見については真摯に受けとめて、品質管理の向上に向けて検討していきたいと考えております。

商標に個別にいただいた御意見について、回答させていただきたいと思います。まず審査官間の均質性や、識別性の判断について、不満が高いのではないかと、そして、その問題について分析すべきということでございましたが、審査官間の均質性であるとか識別性の判断について、我々も重点項目として取り組んでおります。引き続き、ユーザー評価調査やユーザーとの意見交換等を通じまして、ユーザーの期待する審査官、商標審査というものを把握し、またユーザーが抱える不満を分析して、ユーザーが納得できる審査の実現に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ユーザーからの否定的なコメントについてどのように返したか、代表的なものを公表したらどうかというご意見がございました。ユーザー評価調査の分析は行っておりますので、公表方法についても、今後検討してまいりたいと考えております。

また、商標出願件数がふえていることに伴って処理件数も多くなっています。その中で品質を維持しながら審査の効率化をするようにという御意見を賜りました。商標の出願件数の増加にあわせて、新しい商品サービスであるとか、新しい言葉がどんどん生まれる中で、商標の審査において調査負担も増大しておりますが、審査の効率化を図りつつ、重点課題として、審査品質の維持・向上にも努めてまいりたいと考えております。

戸田委員から、指定商品・役務の自由記載について、集中的に処理するとかデータを集めてアプローチしてはどうかという御意見をいただきました。この問題については戸田委員も御発言されたとおり、基本問題小委員会で議論された議題でございますけれども、我々も引き続き有識者、ユーザーの声を踏まえて、審査業務の効率化対策について検討してまいりたいと考えております。

また戸田委員から、不使用商標の増加が品質に影響を与えているのではないかとということで、抜本的な対策が必要ではないかと御意見をいただきました。これまでも、不使用商標に対する対策というのは、法改正を含め行ってきております。条約上のルールもございしますが、商標に関するさまざまな課題については、ユーザーの皆様の御指摘も踏まえつつ、改善に向けて引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○井上由里子委員長　ありがとうございました。

ここで、改めて調整課長から一言いただけるということですので、お願いいたします。

○野仲調整課長　委員長ありがとうございます。テレワーク中の審査官との連絡体制について、PRも込めてもう少し補足させていただければと思います。

まずオンライン面接については、面接ガイドラインを10月に改訂しておりまして、従来のテレビ面接と呼んでいたものだけではなくて、Skype面接等もできますし、メールでのやりとりができる範囲等もふやしていますので、やりやすくなっているところでございます。

それから、審査官が自宅にいるときに電話連絡が取りにくいというところですが、先ほどスピード感についてばかしましたけれども、現在契約手続中でありますので、早ければ来年度の早い段階で、在宅中の審査官からも直接電話で連絡させていただけるようになると思っております。今年度中にも、試行的に取り入れる部分がございます、これは審査官全員に配布できる数にはなりません、審査基準室とかそういう窓口をやっているユーザーへの回答をする機会が多い部署にライセンスを発行して、そういう者たちが在宅勤務しているときにも、電話対応という形で適切にユーザーの皆様にお答えができる体制を早期に構築していくことを進めております。

また、審査官の面接の予約だけであれば、電話ではなくてウェブのほうでもフォームがあつて、そちらで送っていただくと、電話がすぐできない状態でも、メールで予約の調整を進めることができますので、活用していただけるとありがたいと思っております。ありがとうございました。

○井上由里子委員長　ありがとうございました。

以上、事務局から御説明ございましたが、さらに御意見ございましたら、御発言希望の旨をSkypeのチャット欄に御記入をお願いいたします。

先ほど本多委員から御発言の希望があると承っておりましたが、本多委員いかがでしょうか。

○本多委員　ありがとうございます。既に高野課長から言及いただきましたが、戸田委員が先ほど御発言くださいました、不使用商標の整備とあわせて、自由記載における商品・役務の特別審査官の配置など、大変貴重な御意見だと拝聴致しましたので、その点発言させていただきたく思った次第でございます。ありがとうございます。

○井上由里子委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

私のほうからもし皆様発言しようかお考えの間に申し上げますと、メリハリのつけ方とか、それから品質とコストのバランスをどういうふうに評価するかということに関して、全くジャストなアイデアなんです、行政サービスの社会的な便益の定量的な評価をどうするかというのがございます。環境規制などから始まった仮想評価法みたいなものでやったりするわけで、例えば鉄道各社でホーム柵を設けるとか、サービスを向上させるのに料金が幾ら上がっても、そのユーザーがそれを受け入れるかということを調査するという手法があると聞いております。特許庁でも、さまざまな品質向上のための取組をする際に、それがどのくらいユーザーにとって重要なものなのか、さらに料金が上がってもやってもらいたいものなのかということが、何か定量的な形で明らかになるとメリハリもつけやすいのかなと思ったりしました。なかなかうまくいかないかもしれませんが、アイデアとして申し上げました。

ほかに何かございせんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございます。各委員からいただきました改善提案につきまして、今年度残りの審査品質管理や、まだ今年度は多少残っておりますので、それから来年度の計画策定に生かしていただきたいと思います。

今後のスケジュールについて

○井上由里子委員長 では、最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○船越品質管理室長 次回の委員会では、皆様からいただきました改善提案に基づく、本小委員会の改善提言及び審査品質管理小委員会報告書（案）につきまして、御審議いただく予定でございます。開催は3月22日（月）を予定しております。

○井上由里子委員長 ありがとうございます。今後のスケジュールもこれで確認いたしましたので、それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会令和2年度第1回審査品質管理小委員会を閉会いたします。本日は、長時間御審議いただき、また貴重な御意見をおっしゃっていただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、これで閉めさせていただきます。ありがとうございました。

閉　　　　会